

第25回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年4月24日（火）16:30～18:31
2. 場所：合同庁舎4号館4階 共用第4特別会議室
3. 出席者：
（委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、金丸恭文（議長代理）、
林いづみ、八代尚宏
（事務局）窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、西川参事官
（ヒアリング）慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 夏野剛特別招聘教授
総務省 奈良俊哉大臣官房審議官
総務省情報流通行政局 湯本博信放送政策課長
総務省情報流通行政局 豊嶋基暢情報通信作品振興課長
文化庁長官官房 水田功著作権課長
文化庁長官官房著作権課 白鳥綱重著作物流通推進室長
一般社団法人日本音楽事業者協会 中井秀範専務理事
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 椎名和夫理事

4. 議題：
（開会）
議題1 放送を巡る規制改革
（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 時間となりましたので、規制改革推進会議、第25回「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、金丸議長代理が御出席です。

林委員も間もなく来られる予定です。

飯田委員、森下委員、角川専門委員、村上専門委員は、所用により、御欠席ということでございます。

冒頭、報道の頭撮りがありますので、しばらくお待ちください。

（報道関係者入室）

○西川参事官 よろしいでしょうか。

それでは、御退室ください。

(報道関係者退室)

○西川参事官 それでは、ここからの進行は、原座長、お願いいたします。

○原座長 本日の議題は「放送を巡る規制改革」です。

最初に、放送の未来像に向けた課題について、慶應義塾大学の夏野教授から、お話を伺いたいと思っております。お忙しい中、誠にありがとうございます。

また、いつもながら、総務省さんにもお越しをいただいております。ありがとうございます。

夏野教授、最初に15分程度でお願いいたします。

○夏野特別招聘教授 慶應の夏野でございます。よろしく申し上げます。

まず最初に申し上げたいのは、私は、インターネットのビジネスとか、インターネットの業界に関わってきた歴史の方が長いのですが、その間に通信事業者にも所属しております。通信側の話も割と現場としてやってきました。ここ10年は、テレビに出演したりとか、そういう意味で、テレビの番組制作側の話も、多少の知識と経験から申しまして、私は、テレビ局というのは、非常にもったいないことになっていると思っています。

どういうことかという、今、私が取締役をやっている会社は、ニコニコ動画というサービスをやっている、正にインターネットで番組を作って、テレビのような形で配信している事業者なのですが、番組制作のクオリティーを見てみたときに、テレビ局、放送事業者というのは、かなり強いものを持っていると思っています。両方に出たことがある人間は、みんな口をそろえて言うぐらい、テレビのコンテンツ力というのは大きいのです。

ただし、最近では、それが「潜在」コンテンツ制作能力になりつつあるという危機意識を持っています。これはどういうことかと申しますと、この後に御説明しますけれども、テレビの視聴者層というのが変質してくるに伴って、当然、営利事業として、放送事業者、特に今日は、民放の話を中心にしますが、営利事業者として見たときには、視聴率、視聴者が見て望むような番組制作というのは当たり前を目指すということです。

その際に、通信環境が大きく変化してきて、ブロードバンドになってくると、当然のことながら、放送波でテレビ番組を見ない人がたくさん出てきているのは、皆さん、御存じのとおりです。特に若い層は、テレビというデバイスを通してではなく、PC、あるいはスマートフォンというデバイスを通して、映像コンテンツを見るようになってきているということを見ると、だんだん放送波でしかテレビの番組を流してないテレビ局というのは、視聴者が国民全体でなくなっている可能性があるということを、日々、感じております。

そもそも放送法で規定されている放送事業者というのは、国民全体にあまねく伝えるということを前提にして、多種多様な規制がかかったり、あるいは免許の割り当て、つまり非常に公的なサービスとしての色合いが強いということを前提に組み立てられているのですが、今のまま放置していくと、国民全体に届かない放送になっていく可能性があるかもしれないということを考えております。今日、そのお話をさせていただきたいと思っております。

現在の放送局は、インターネット経由でどんどんコンテンツを配信すれば、そういうユーザーにも届くのに、なぜそれをしないのかというと、構造的な問題と環境的な問題があると思っけていまして、構造的な問題を解決しない限り、なかなか直らない。環境的な問題は、さすがに時代が進んでいくと、必然的に変わると思っています。

構造的な問題について、後で提言をさせていただきます。

まず環境的な問題は、何が変わるかということ、今でもインターネット経由での番組を配信したくない人たちというのがいるということです。これは昔のビジネスモデルにこだわっている人たちです。こういう人たちがだんだん高齢化して、経営の一線から退きつつあるので、環境的には変わっていくと思っけています。なので、今日は、構造的な問題をお話ししたいと思っけています。

資料がありますが、まず1ページを見ていただくと、1. 放送と通信の違いで、これは皆さん、もう御存じのとおりですけれども、先ほど吉田座長代理から、会議が始まる前に御質問をいただいたので、ちょっとだけお話ししますと、1ページに書いてあるのは、通信と放送の違いですが、見る観点としては、インフラが何を使っけているか、つまり片方はインターネットという回線を使っけています。それに対して、放送は電波を使っけています。

ただ、これもスマートフォンが出てきて、あるいは携帯電話で映像を見るようになってくると、電波を使っけて、結局、最後は映像を見ている人も出てきているということで、めくっけていただくと、現在は、ブロードバンドとデバイスの多様化により、だんだん通信と放送が一緒になってきているという話です。

情報インフラとしての電波か、ブロードバンドかというのは、ユーザーさんには、ほとんど見えない状態になっている。というのは、通信側も最終エンドは、今、Wi-Fiを使っけていますので、無線になっているわけです。それに対して、放送は、放送局の電波塔から電波を飛ばしているわけですが、これも難視聴対策などではケーブルテレビですし、フレッツテレビなどですと、光回線の中にテレビ放送が流れていて、我が家はそうなのですが、そうすると、最後の回線、つまり放送波で流されていないコンテンツを見ていることになります。

デバイスも、スマホ、タブレット、パソコンと書いてありますが、「含むテレビ」なのです。今のテレビというのは、インターネットにもつないでいますので、そうすると、YouTubeを見るという行為と、日本テレビを見るという行為は、同じ画面の中で起こるので、そうすると、ユーザーさんから見たときにも、土管の違いというのは、何も意味を持たなくなっているということを前提として、お話しさせていただきますと思っけています。

3ページ、何が違うのかと見てみると、今、視聴者層の違いが出てきているというのは、先ほど申し上げたとおりです。

コンテンツの制作者が違うのです。つまり通信の世界というか、インターネットの世界においては、もちろんプロも映像コンテンツを制作しますが、生放送、ライブ配信を中心として、ど素人が放送を、しかも、お金を取っけて、今、放送という名前のコンテンツ提携

をしているケースもたくさんあります。そういうことです。

ただ、放送局というのは、コンテンツ制作者としての顔は、非常に高品質なものを作っている。これは本当に高品質なものなので、ここが違うということが1つあります。

規制という観点でいうと、放送には今の規制があつて、通信には特になしというお話です。

次のページに、テレビは、既に高齢者のものになっているというのは、非常に重要なポイントだと思つていまして、どういうことかということ、経済産業省のプロジェクトから出てきている資料ですが、なぜ高齢者がテレビを見るかということ、今、60代前半の方というのは、半数以上が無職だそうです。これだけ定年が延びてと言われても、大企業の就業者比率は20%しかありませんので、中小企業で勤めていらっしゃる方は、大体60以上は、ほとんど働いていない。

働いていない人はどうしているかということ、4ページの資料にあるように、40代の時に仕事に充てていた時間を、とりあえずやることもないし、お金もかかるからということで、テレビを見ている。この辺に当てた番組が、今、特に日中のバラエティー番組とかになりつつあります。

昔は、女性も主婦という存在が結構大きくて、昼の帯の番組、特に情報バラエティー番組などは、主婦向けと言われていたのですが、今、主婦の方は、働いている人も多いので、そうなると、今度は、高齢者向けになってくるのです。ですから、本席では、余り適切ではないかもしれませんが、よくテレビが偏向しているみたいな言い方をしている論調がありますが、あれは、朝の情報番組などに出ている立場として、私が見ると、偏向しているのではなくて、正に見ている人が望んでいる形の番組放送をしています。

60代とか、70代の方から見ると、まだ現役でばりばりで働いている政治家の方などは、余りおもしろくないのです。だから、そういう人たちのスキャンダルが出ると、ものすごく喜ぶわけです。正直、視聴率が上がります。間違いありません。

民放である以上、視聴率を上げないと、広告が入ってきませんということで、すごく高齢者が好むような政治的立場とか、好むような角度からの編集に、ビジネスモデル的になりがちであるということは、ここで頭に置いておいていただければと思います。これが偏向か、偏向ではないかとか、そういう議論はしたくありません。そうではなくて、メインの視聴者層、視聴率を上げている、そこを維持している人たちが昔と変わってきている。

なぜこの人たちはテレビを見るけれども、若い人が見ていれば大丈夫ではないかということが起きないかということ、通信の世界で、映像コンテンツがたくさん見られるようになって、テレビの全体の視聴時間が短くなっているというのは、この資料には載せませんでした、皆さん、いろんな資料でお分かりのとおりです。今、10代、20代、30代のテレビ視聴時間は、どんどん減っています。

そういうことで、今、何が起きているということ、5ページにまとめさせていただきましたが、このままだと、日本のテレビ映像コンテンツというのは、出口を失うことにな

りかねないということを危機感として持っています。どういうことかという、高品質な映像コンテンツを作っているテレビ局が、インターネット配信に余り積極的ではない、あるいは後で御説明しますが、諸事情の理由により、インターネット配信を本格的にやっていない状況下で、だんだん放送波だけで番組を制作している、番組を配信していると、じり貧になっているというのが、この20年間の傾向としてはもう明らかです。

そうなってくると、残っている視聴者である高齢者志向をどんどん強めていくと、今度は、コンテンツのクオリティーも、そちら側だけに偏っていく。番組の公平性、番組の制作内容についても、ある世代にかなり寄っていくというのは、公共のモデルとして、余りよくないかもしれない。

既存のビジネスモデルにしがみついていると、どんどん市場が縮小していきますので、そうすると、競争力が低下していくのですが、その際に、それでも放送偏重の経営を続けてきた。今までもネットに新しいビジネスモデルを求める動きは、出資をしたり、小さな規模ではやっていますが、本格的にはやっていないという現在の状況のままだと、将来が事業者としても危険であります。政府のクールジャパン政策の中でも、重要な役割を果たすグローバル標準の映像コンテンツ作りというのには、相当遠いまま、放置されていく可能性があるというのが、今の状況です。

それから、もう一つは、先ほどから申し上げているように、多くの人に届けるというのは、放送の非常に大事なミッションだと思うのですが、配信手段の多様化というのもやるべきなのですが、これは行政が悪いのではなくて、テレビ局側の問題もあるのですが、仕組みとしては、ネットがあるので、テレビを見ない幅広い世代に広くあまねく届けることは十分可能です。

そうなってくると、ネットと放送の融合は不可欠で、今まで放送だけしか担っていなかった役割というの、もう少し広げることも考えるべきで、そうした状況を前提にして、放送イコール映像配信の公平性という議論も検討しなければいけないというのが、今の状況だと思っています。

今回、私はあえて2つに論点を絞ってまいりました。

1つは、規制緩和の話です。

もう一つは、放送事業者の経営改革という、今まで余り論点として上がっていないと思うのですが、そちらを持ってきました。

7ページを見ていただくと、規制の緩和という観点で申し上げていますが、今の放送法というのは、放送波を前提とした規制で成り立っていますので、例えば地域配信規制というのは、非常に強くあるわけです。

現在、ラジオ局が参加して、インターネットのアプリを提供しているradikoというのがありますが、これも放送局が遠慮しているのか、そういう規制が働いているのかは分かりませんが、エリアIPというのがあって、関東に住んでいる人しか、インターネット経由でも、関東の番組は聞けない。ただし、お金を払うと聞けるといって、非常にわけの分

からないことになっています。

そもそも放送波として、放送免許を持っているところにしか、放送波を流せないということと、ネット経由で番組を配信するということは、分けて考えていいのではないか。先ほど土管という言い方をしましたけれども、放送波は土管なので、ですから、番組制作者としてのテレビ局は、別に自由にどこのエリアでも番組配信していいということを前提としてしまった方がいいのではないかというのが、地域配信規制の撤廃というお話です。

もう一つは、資本規制の緩和で、今、時々、私も地方局のバラエティー番組などにも出演するのですが、地方局というのは、一局一局の単位でいうと、番組制作能力が非常に低いです。低いと言っている理由は、レベルが低いのではなくて、人数が少ないのです。レベルとしては、当然キー局から番組供給を受けたものの直後に地方局で作っているものが出てくるので、アナウンサーの方のクオリティーとか、番組の編集能力そのものは、そんなに低くないのですけれども、明らかに実数が足りない。小さい地方局ですと、100人以下の従業員しかなくて、制作に携わっている人は、そのうちの20%から25%みたいな局が普通にあるということです。

今、マスメディア集中排除原則がありますので、資本規制というのがあるわけなのですが、特に放送対象地域が重複しない場合、そして、特に地方局に論点を絞って見ると、恐らくマスメディア集中排除原則ということで、恐れているような事柄で地方局を再編しても、もはや起こらない可能性がある。見直すべきタイミングではないか。

具体的に申しますと、例えば放送対象地域が重複しない場合の隣接県というのは、資本規制の例外となっているのですけれども、これは隣接県だけでなくもいいのではないか。つまりもう少し地方局の集約が進むと、例えば100人しか従業員がいない地方局に、役員と執行役員と部長だけで15人いるとか、こういうことが起こっているわけなのですけれども、これが統合されると、その辺の人が要らなくなります。

そうすると、制作の実人数は増えて、そこで番組制作をしていけば、コンテンツ制作能力は上がります。ですから、一般にはキー局による再編というのがよく議論されるのですけれども、実際にはローカル局同士の再編の促進というのは、番組制作能力を日本国全体として上げられる可能性があると感じておりますので、そういう観点からの資本規制の緩和をより一層努めたらいかかというのが、私の1つ目の提案でございます。

2番目の提案は、放送局のガバナンスというのが、今、非常に問題になっていると思っています。先日のテレビ朝日のセクハラの問題も、民間企業では、今、ああいうことは、もう決してできないようになっていきます。コンプライアンスの遵守というのは、特に民間の上場企業においては、この5年間で劇的に環境が変わっています。

ただ、テレビ局の中を見てみると、もちろん上場企業ではあるものの、ああいう現場のハラスメントの話とか、あるいはそもそも経営形式そのものが、以前と全く変わっていないのではないかということで、2つの観点から、マネジメント改革の提案をしたいと思うのです。

1つ目は、放送法で番組審議機関というのが義務付けられていて、コンテンツの内容を自主的に自分たちがチェックできる体制というのは、今も持っているわけなのですが、これを一層強化することが必要なのではないかということです。

一層強化というのは、オープン化とセットだと思っていて、例えば今の番組審議機関というのは、外部委員が選ばれているわけですが、どちらかという、女性の比率が何パーセントとか、中身というよりは、見てくれがいい方を中心なのかと思うときもあります。

その中で、どんなことが議論されているのかというのは、見える場合もありますが、必ずしもオープン化を義務化されているわけではないので、委員の選定基準、理由の明確化と開示をきっちりやったらどうか。これによって、内部の論理とか、業界の論理による番組制作上の付度とか、気遣いとか、こういったものを排除できる可能性があるということです。

もう一つは、これだけのネット全盛状況になっているにも関わらず、例えばインターネット配信に関しては、日本の放送局はかなり遅れている。これを改善するには、東証の基準による一般の上場企業に課せられるガバナンスとは別に、1つ、公的な電波を割り当てている放送局だからこそ、経営ガバナンスとして、取締役の過半数の社外取締役というのがいいのではないか。

日本の企業も、今、上場企業は、8割以上が社外取締役を2人以上選任しているというデータもありますけれども、取締役会に社外取締役が過半数入ると、緊張関係が全く変わります。私も上場企業の取締役を7社兼務しておりますが、社外取締役は、機能しないという意見もありますが、いないよりは取締役会の相当緊張感があります。

そういうことで、これを過半数にすると、何が起こるかという、それまでの業界の常識ではあり得なかったことでも、会社の成長のために必要なこと、あるいは会社としてやらなければいけないことを決断するということが、起こりやすくなります。

例えばなのですが、今、インターネットへのドラマの配信などが非常に遅れている理由は、出演者側の事務所で強力なところが嫌がるからという理由もあるのです。普通は、競争環境にあれば、そういう状況があれば、そういう事務所ではない所属の出演者を使えば、別にインターネット配信もできるし、海外にも売れるのだからいいのではないかと、普通は考えますが、テレビの世界は、皆さん知り合いで、そんなことをしたら、後で大変なことになるということを、みんなすごく気にしていらっやいます。ここで、事務所の名前を言うことすら、後で大変だというぐらい、緊張感が走ります。

私は、この間、地方局のテレビに出たら、ある事務所をやめた3人の人たちが、駒沢公園でコンサートをやっている映像を流しているのですが、これは東京キー局ではとても流せませんよね、と制作の人に言われました。東京キー局の人に聞いたら、とても流せませんと言われていました。つまり地方だったら流せる内容を東京キー局で流せないということが、実際に起こっているわけです。

これは行政の問題ではなくて、マネジメントの問題なので、ですから、世の中の常識から見ると、もうちょっとほかのやり方があるのではないかということも、できにくい環境があつて、それは業界というのが非常に固定的で、何十年もテレビ局しか経験していない人が取締役会の過半数を占めていると、新しいイノベーションが起きにくいということの表れだと思います。

そういうことを考えると、経営と執行の分離みたいなことをやっている企業も、今、放送局以外ではありますけれども、そういう内部ガバナンスの強化を制度化することによって、情実人事や内部の論理という横行がなくなって、公器としての放送局経営を促進できるのではないかということです。

ここ数年の間に起こっている東証の社外取締役の必須化は、法律ではなくて、社外取締役を置きなさい、置かない場合には、理由を説明しなさいという緩やかなガイドラインを守るように指導しています。それだけで社外取締役がこれだけ普及しているので、法律ではなくて、そういうガイドラインでもいいので、放送局においては、社外取締役の過半数ということをやると、一気にこの業界が活性化して、本来、放送局が持っているコンテンツ制作能力を、存分に国益を上げるために使えるのではないかというお話です。論点をあえて地方局の再編に向けた資本構成の規制緩和と、経営マネジメント改革、この2点に絞って、持ってまいりました。よろしく願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

御意見、御質問をお願いします。

○吉田座長代理 ありがとうございます。

非常に分かりやすい端的な御提言で、なるほどと思いました。こ放送局のガバナンス、ビジネスモデルといった話がでると、特に放送業界からいままでの経緯もあるため拒絶反応があるようです。

今のいろいろなマーケット・ディストラプターは、テクノロジーから始まっているではないですか。インターネット、今のブロードバンドの発達もそうです。これだけのクオリティーの高いブロードバンドが日本にあるからこそ、8Kなり、4Kなり、相当なヘビーなコンテンツも流れるようになるし、それを使わない手はないです。

それで放送波などが足りないと言っているのも、おかしな議論なので、もうちょっと技術のところから、いろいろなものが変わっていくという仕組み、今のトレンドを利用することはできると思っています。

その辺のところから、アドバイスをいただきたいのですけれども、当社の事業の一つに2012年のロンドンオリンピックがありました。その時の経験や施設を利用して放送分野に進出しました。通信が放送分野にでていったわけです。

ひとつその中で分かったのは、サイバーセキュリティーです。放送メディアに進出した途端に、当社の通信網に対するサイバーセキュリティーの攻撃は、並々ならぬものでした。

こういうことを考えたときに、10年前には議論されなかったことなのではけれども、相当ITですとか、通信技術的な知識のある人たちを、地方局も含めて、今は、みんな抱えなければいけないという新しい時代なわけです。そうすると実際に必要なITC技術に精通すること、加えて、サイバーセキュリティーの仕掛けも作らなければいけない。そして本業のコンテンツをさらにブラッシュアップしていかなければいけない。

いまは人材が枯渇しています。ですからハードとソフトの分離でもいいのですが、共有可能な分野は統合するのは一つのアイデアであると思います。これはイギリスの方式でもあるのですが、みんながコンテンツに集中できるようなメディア環境は、通信網のところ、ICTのところ、共通プラットフォームを巻き取っていった。そういう方法は日本でのうでしょうか？

そこでは、セキュリティーが担保され、当然、電波なり、いわゆる土管（ネットワーク）のところの共有も含めて、有効利用とそこはちゃんとセキュリティーで担保されて、もうちょっと上の部分の認証か何かのそのところまで、いわゆるメディアの共有プラットフォームみたいなものの共有も検討してみる。これは変な構想でしょうか。

○夏野特別招聘教授 今、サイバーセキュリティーのお話がありましたが、地方の放送局も含めて、特別なサイバーセキュリティーの部隊を持っている必要はほぼないと思います。サイバーセキュリティーに関しては、私も東京オリンピック組織委員会の参与もやらせていただいていますけれども、主にネットワークのセキュリティーに関しては、放送波なので、放送波の部分は、セキュリティー上の問題は基本ありません。すると通信網の話になりますが、通信網のセキュリティーは通信会社が確保します。これはコンテンツを配信する放送局側は、手を出すところではありません。

今度はサーバー側、つまりコンテンツをネット経由で配信するサーバー側のセキュリティーというのがあるのですが、これは独自で作る場合には、それなりのセキュリティーはありますけれども、放送局といえども、全ての他の企業と同じです。なので、言ってみれば、汎用技術と汎用的なシステム要員を持っていればできるし、さらに言うと、最近では、正直配信サーバーとしてYouTubeを使ってしまえば、YouTube側がサイバーセキュリティーを一生懸命やっているのだから、放送局としてやる必要はほとんどないということです。

今のいただいたお話でいくと、例えば通信の世界というか、通信という言い方がちょっと分かりにくいのでインターネットと言いますが、インターネットを経由して番組を配信する際に、人間的にインターネットが分かる人がいた方がいいのは当然なのではけれども、ものすごく負担になるということは特にはないと思います。

それから、コンテンツ制作というのは、非常に大きいと思うのですが、どこの放送事業者にいても、コンテンツ制作者の人数の方が少ないです。コンテンツ制作側から役員になる人の割合も決して多くはないです。

放送局側でいくと、放送設備のメンテナンスとか、営業、スタッフなど、そういったものがものすごくあって、もちろんそれが不要な機能とは言いませんが、全体の放送視聴者

数が減っていくにつれて、間接部門が非常に重くなってきているというのが、今の状態だと思いますので、統合するという事は、間接部門は1つでいいので、コンテンツ制作者の数はそのまま統合すればいいので、出てくるコンテンツの数は増えると思います。

テクノロジーのお話は、今や放送局がテクノロジーを何か開発して、何か云々という時代ではないのかと思います。共通プラットフォームというお話もいただきましたが、テレビ局にとって、共通プラットフォームがいいかどうかというのは、ビジネスモデル次第だと思います。そこに集客ができると思うのであれば、それもありだし、ただ、集客的なことを考えると、もしかしたら、Netflixに自分の番組を乗っけてしまった方が、ビジネスとして成り立つかもしれない。そこは自由度が高い方がいいのではないかと思います。

○吉田座長代理 ありがとうございます。

○金丸議長代理 今日は、どうもありがとうございます。

夏野さんの経験に基づく話で、相当の納得感があったのですが、もともと一番最初は、東京ガスにおられて、今日は、通信の土管とおっしゃいましたけれども、コンテンツはガスでした。そうすると、いろんな変遷を経て、通信のキャリアも経験されて、インターネット放送、社外役員でガバナンスも御覧になって、その経験を1人の人が凝縮されて持っている人は少ないのですが、そういう意味では、今日の提言は、本当に心にしみました。

そこで、総務省の皆さんに確認したいのですが、今日の夏野教授の最後の提言の前の1. 放送と通信の違い、2. 技術革新の進展、3. 通信による映像配信の話があり、4. テレビは既に高齢者のものにとありまして、最後、5. 考察まであるのですが、この5までの夏野さんの御意見を拝聴したわけですが、この中身についてはどうなのでしょう、共有できると思ってよろしいのでしょうか。それとも、この5までの御意見に、そうではないのだという反論がございますでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 総務省です。

特に通信側の技術革新が進んで、ブロードバンドが高速になってきたことによって、従来と違って、かなりリッチな映像コンテンツがブロードバンドで流せるようになってきて、いわゆる放送番組と見た目が近いものが、ネットでも流れるようになってきているという点については、全く共有いたします。そういった意味で、夏野先生の御説明の骨の部分は、共通しているのだらうと思います。

細かい評価のところ、特に高齢者に云々というところで、相対的にはそうなっていることも共有いたしますけれども、いろんな分析があるものですから、全くもって高齢者のものになっているということは、必ずしもそうではないのではないだろうかということです。

あと、敷衍して申し上げますと、いろんなデータを見ると、テレビ離れが若者を中心に起こってきているということ、これは確かにデータとして出ていて、若者がどんどん高齢化していきますから、シフトしていくということで、将来、推計していくと、今、テレビをかなり見ている中年以上、高齢者の方のところ、若者が年齢として入ってくると、相対

論として、今後、そういった傾向として強まってくるという見方、これも私どもとしては、共有するということをございます。

○八代委員 今の点ですが、今の高齢者とこれからの高齢者が同じ考え方を持っているのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 違います。要するに現状の認識として、今やテレビは、高齢者のものだというところは断定できません。ただ、いろんなデータで、若者のテレビ離れが進んでいることも同意いたします。その場合、テレビ離れしている子供たちが高齢者になってくると、今の高齢者よりも、テレビを見なくなる可能性が高いということについて、相対的な流れみたいところは共有しますということです。

○八代委員 失礼しました。

○金丸議長代理 4番目は、問題提起なので、高齢者だけのものになっているというのは、夏野先生がおっしゃっていないわけで、傾向としては、これを否定できるものではないと思いますし、今、奈良審議官のお話も、将来のトレンドで見ても、これは間違いないトレンドであるということの意見ではなかったと思うのです。

その上で、5. 考察で、①このままでは日本のテレビ映像コンテンツは危機ではないかということについての御認識、それから、②多くの人に届けるためにも、配信手段の多様化が必要ということについては、いかがでございますか。

○総務省（奈良審議官） 正にそこは、私どもも問題意識としては同じでございますし、先んじて申し上げますと、少なくとも民放に関しては、放送コンテンツのネット配信に関しては、全く規制がないわけでございますが、夏野先生が御発表されたとおり、現状において、キー局の一部である程度やっておりますけれども、ローカルまで含めていきますと、まだまだやっていないところがございます。

私どもは、折衝して話をしていますと、ビジネスモデルがなかなか見出せないという課題もあるようでございますが、その点に関しては、私どもとしても、総務省として実施するように強制することもできないし、実施するように規制することもできませんけれども、彼らがネット配信により出やすくなるための政策というのは、これまでも行ってきておりますし、今後も行っていきたいと思っております。

○金丸議長代理 ありがとうございます。

○林委員 大変貴重な話をありがとうございます。

1点だけ、iモードビジネスを作られた夏野さんだから、是非アイデアをお伺いしたいのですが、放送局がインターネットに出ていくにしても、収益をどこで稼げるかというビジネスモデルが描けないと、出ていけないのではないかと思います。

広告で課金されるというモデル以外に、インタラクティブなユーザーの要請で、クリエイターに収益が回るような、インターネット上のコンテンツ流通のビジネスモデルが描けると、コンテンツ産業も行き先が見えてくると思うのですが、そのために必要なことは何でしょうか。

○夏野特別招聘教授 非常に重要なことは、最初から誰でもできるビジネスモデル、証明されているもの、あるいは保障されているビジネスは、この世には存在しないわけです。ですから、新しいことにトライをする気が経営陣にあるかどうかはひとえにかかっている、アメリカでたくさんのサービスが出てきて、それがそれぞれうまく回っているのは、そういうトライする人が出てきた結果、このビジネスモデルは成立したのだということです。

今の放送業界でいうと、そのトライをする人というのは、ほぼいないです。民放なので、トライをする自由はあるのですが、横のつながりというのを非常に意識されます。それから、吉田さんがおっしゃられたような、共通プラットフォームがいいのではないかという声が必ず中から出てきます。

ただ、実際は、テレビ局だけのコンテンツで、人間は生きているわけではないので、例えばTVerというサービスがあるのですけれども、そこに視聴者が加入する理由がないのです。そういうことで、新しく単独でトライするということはやりにくい、余りに仲のいい業界なので、そういうものが出にくい構造になっているというのが、1つ大きくあります。

一方で、課金のビジネスが成り立っていないかという、そうでもなくて、今やニコニコ動画やYouTubeでも、コンテンツを課金することによって、収益をもらっている制作者はたくさんいますし、テレビ局が制作しているドラマも、最終的には有料でネット配信していたりします。

ところが、そのときに昔の昭和、平成の時代に当たり前だった、1回パッケージにすると、これだけの収益が上がるという、パッケージというのは、DVDとか、ブルーレイで、昔からのやり方を変えてまで、先にネットで配信するということへの経営者の自信がある方がほとんどいないので、今までどおりにやっていたら、これぐらい稼げるのだけれども、こういうやり方をしてみようということが起きにくい、これも経営者の問題というか、そういう構造になっている。そうすると、じり貧になっていくというのが、現状の姿だと思います。

○林委員 そうすると、それについて、国がお手伝いしたりするというのではなくて、民の方で頑張るしかないということなのではないでしょうか。

○夏野特別招聘教授 ただ、放送免許を持っているので、普通のその辺で物を売っているビジネスとは違うので、免許を持っている限りは、安全ということも保障されているわけです。ですから、公的な放送波の免許で、公的なものを使っているからには、時代に合わせて、イノベーションもきちんと起こしていただけてもらった方が、放送波をせっかく割り当てているのですから、意味があると思うので、それで経営改革ということが事実的に起こるような仕掛けとして、社外取締役が有効だと思っています。

それから、コンテンツの内容について、偏向している、偏向していないを外で議論するのではなくて、番組審議委員会をきちんとオープン化して、内部でうまく回るような、今までこうやっていたから当たり前だということではなく、世の中の常識から見ると、もうこれをやってもいいのではないかというのが、今回、内部からちゃんと湧き上がるような

仕掛けを御提言しているということです。

○吉田座長代理 私はテレビ局の審議委員というのですか、みたいなこともさせていただいて、宇宙人発言みたいなことを毎回しているのですけれども、私は、なぜこの場面でこの歌謡曲なのか、ださいと言うのです。

そうすると、でも、人間なのだと思うのは、吉田さん、ここでこの歌謡曲を流すのは、ベンダーさんの社長さんがこの歌謡曲が好きで、いつも無理を言っているから、ここで流してあげると機嫌がよくなるとか、すごく泥臭いですが、でも、それが現実ではないですか。どんなにださいと思っても、いつも頑張ってくれているベンダーさんたちをさらに元気づけるために、ここで使わなければだめと言われると、そうなのだと思います。

○夏野特別招聘教授 事情があります。

○吉田座長代理 本当にどうしようもない事情があつて、いろんなどろどろした話を聞いて、でも、世の中はそういうものだから、しょうがないです。

私がテクノロジーの話に傾倒したがるのは、そういう全く新しいところから、みんなの融合点はないものなのかと思うわけなのです。いつまでも浪花節的なところにいても、遅れてしまうわけで、新しいこういう視点で、みんなで何かできるような、もっといいコンテンツができるような、そういう時代が来ているのですというものです。

Uberにしたって、Amazonにしたってそうです。テクノロジーの進化で、イノベーションで、みんなが考えもしなかった新しいビジネスモデルを作らざるを得ないような事情になったわけではないですか。さんざん農協の改革などと大騒ぎしていても、Amazonフレッシュが出てくると、全く違った流通で、ぼんとお刺身を2切れから、2時間後に持ってきてくれるわけです。こういうテクノロジーのレイヤーから改革ができることがありやしないかと、逆に聞きたいのです。

先ほど言っていたサイバーのところは、私は、ちょっとディスアグリーなのですけれども、それは通信がやればいい、それは余りにもオーバーシンプリファイズし過ぎです。これだけセキュリティーアタックがあります。

○夏野特別招聘教授 セキュリティーのところは、一応専門家として言わせていただくと、普通の企業並みにやっていれば大丈夫ですということを申し上げただけで、手を抜く必要はもろくないです。それ以上の特に地方局において、それ以上のアタックの価値がないです。個人情報もないです。

サイバーセキュリティーというのは、御案内のようにメリット、デメリット、つまりそれによって、何を得るかということで決まります。例えばロンドンオリンピックのホームページをアタックすると、相当な告知効果があるのですけれども、地方局のサーバーをアタックすることによって、得られるメリットはほぼないです。

○吉田座長代理 そうだといいいのですけれども、ただ、オリンピックみたいな、ああいうアイコン的なもので、我々の2012の経験だったわけです。

○夏野特別招聘教授 組織委員会のサーバーは攻撃されますけれども、地方局のサーバー

が攻撃されるわけではないです。

○吉田座長代理 霞ヶ浦のサーバーを霞が関と間違えるという、そんなこともあります。

○夏野特別招聘教授 でも、サイバーセキュリティー上は、インシデントとして起きていません。

○吉田座長代理 だから、ポイントとすると、要は自分たちのビジネスとは外れた、さらに世界で枯渇している人材も抱えなければいけない。若しくはそういったテクノロジーにお金もかけなければいけないという無駄は省くことができるとか、そういうアングルで、何らかの融合というポイントというのは、見つけれられないのでしょうか。逆にアドバイスを聞きたいのです。

○夏野特別招聘教授 これを放送局という、今日のテーマの中で議論するときには、かなり難しいと思います。難しい理由は、日本には、ARIBという組織がありまして、技術の仕様は、単独の企業では決められません。当然テレビという受信機があって、放送局という発信側があって、インターフェースを合わせなければいけないのです。

もちろん世界で、今、ARIBだけではなくて、世界中で統一していく動きになっていますので、グローバルにも仕様を合わせていくので、ものすごいテクノロジーを独自に開発して、ものすごくイノベティブなことを、テクノロジー側からやるということに、今の放送局は、やりにくい環境にあると思います。

今、それにチャレンジしているのは、日本でいうと、NHKです。NHKは、昔からテレビの仕様を、歴史的に米国の方式とは違う方式をずっと研究してきて、それだけの研究の蓄積は、試験放送とか、そういう実績もあります。それを民放の中でやっていくというのは、ちょっと荷が重過ぎて、しかも、昨今では、日本独自でやるというのが、だんだんなくなる方向になっているのです。

そういう意味でいうと、もしテクノロジーで何かをするということであれば、テレビ放送という枠外では、いろいろあると思います。

○吉田座長代理 どういう枠外ですか。

○夏野特別招聘教授 ですから、例えばタクシーの配車のアプリというのは、こういう免許とは関係ない世界で起こっています。例えばアーカイブをテクノロジーによってマッチングさせて、自分のテレビ局のあるアーカイブの番組群の中から、30時間分、私個人の嗜好にぴっちり合ったものを選び出し、1万円でサブスクライブできるということです。

○吉田座長代理 それはおもしろいプラットフォームです。

○夏野特別招聘教授 解決しなければいけない問題が、いっぱいあるのですけれども、例えばそういう放送免許を使って配信しているとは全く違う世界で、いわゆる副次的な新規事業としてやるということは、考えられるのですが、そのときに、テレビコンテンツだけでそれはあり得るかどうか、という話もあって、もうちょっと広いコンテンツにむしろ進出していった方がおもしろいです。

例えばAbemaTVで作られているコンテンツと、テレ朝が作っているコンテンツは、一緒に

検索できた方がいいですね。そういうように、テレビ放送波で作っているコンテンツという議論から、もっと拡大していくと、話ができると思います。

ただ、現在でいうと、放送波で放送するということを基軸に置いた経営というのが、完全にしみついていますから、例えばインターネットでの最新技術のお話とか、最新デバイスの話をテレビ局の経営陣とできるかという、かなり難しいと思います。

放送波で流すことを前提としてはテレビ作り、放送波を前提としたモラル、放送波を前提とした組織、全部放送波を前提としているので、だから、コンテンツ制作側がそんなに人数的にも、パワー的にも多くないというのは、それを反映しているのだと思っています。

○吉田座長代理 ありがとうございます。

○原座長 先ほどの金丸さんの質問の続きで、簡単にしたいと思います。

夏野さんの御提言は大きく2項目、細かく分けると4項目いただいておりますが、4項目については、総務省さんと回を改めて、しっかり議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、もし今日の時点でどう受けとめられるか、簡単にコメントいただけることがあれば、お願いできますでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 大きく2つに分かれて、簡潔にコメントします。

1つ目のことは、先ほどの放送コンテンツ、特に民放のネット配信に関しては、規制はございません。むしろ私どもは、いろいろな促進をできればやりたいということで、やっております。

資本規制の緩和につきましては、実際にこれまでも事業者からのニーズ、必要性に対応して、緩和してきておりますので、今後の展開として、そういった実態として、そういう話が出てくれば、そこはきちんと行政担当省庁として、きちんと話し合いをして、検討していかなくてはいけないことになろうかと思っております。

2つ目のガバナンス強化の部分に関しましては、確かに放送事業者というのは、公共性が高い事業であることは、私どもも共有いたしますが、規制強化ということになりますので、他方で、放送法の自主自律の仕組みから考えると、にわかにはなかなか難しい御提言ではないかという印象でございます。

○夏野特別招聘教授 もう一つは、分かりにくい資料で申し訳なかったのですが、7ページのaとbに分かれています。bの中が2つに分かれていて、下はローカル局再編の推進なのですが、1つ目のボツは、認定放送持株会社の資本形成、つまり30%規制です。33%未満ではないと、事実上の買収禁止規定になっているのです。

これはTBSの話とか、フジテレビの話で、過去に起こったことを反映しているのだと思いますが、テレビ局の経営者にとっては、すばらしい安全条項になっているのです。要は自分たちは変えなくてもいいのです。本当にそういうことが起こるかどうかは別として、外資規制とは違う意味で、33%規制というのは、見直してはいかがかという提案が、細かく言うとうっています。

○原座長 もう一言だけコメントをいただきたいのですが、先ほど夏野さんは、最

初にお話をいただいたときに、資本規制の部分について、特に地方局に関しては、これを緩和したからといって、もともと危惧されていた問題が生じないのではないかという趣旨のことを言われたと思います。

マスメディア集中排除原則のもともとの目的は、総務省さんによれば、多元性と多様性と地域性の確保ということだと思います。今、ローカル局についての御提言された内容を進めることによって、どう悪化する可能性があるのか。

さらにさかのぼって言うと、現状において、この資本規制によって、地方局の多元性、多様性、地域性がどう確保されていると評価されているのかといった辺りも、次回以降、きちんと議論させていただきたいと思います。

今、もしコメントをいただけることがあれば、お願いします。

○総務省（奈良審議官） 今、原座長がおっしゃった三原則というのは、昔から持っております。過去、緩和してきておりますけれども、常に三項目の観点から問題がないかということを検討しています。議論のスタートとしては要望があって、こういうことをしたいのですが、マスメディア集中排除原則上できないけれども、何とかならないかという御要望に対して、三原則の観点から問題がないかどうか、現実的な状況を踏まえて、そういったことをこれまで検討してきましたし、今後もそういった実情が出てきたときには、そういった原則を判断基準にしながら、もちろん実態もよく見させていただいて、検討していくことになります。

○原座長 ありがとうございます。

あと、コメントをいただくことはございますか。

○夏野特別招聘教授 本当に民間放送局の今の経営の現状というのは、日本の縮図だと思っています。時代にあわせて改革をしなければいけないのだけれども、そのアイデアもないし、する気力もどうかということが、非常に反映されていると思っていて、結果として、競争力が本来あるはずの日本のコンテンツ競争力が下がることは、非常にもったいないと思っています。

この提言というのは、民放さんは、決して嫌なわけではないと思うのです。そもそも経営強化の話だと思っております。ありがとうございました。

○原座長 どうもありがとうございました。

（夏野特別招聘教授退室）

（文化庁（水田課長、白鳥室長）、中井専務理事、椎名理事入室）

○原座長 少しお待ちせしてしまいまして、大変失礼いたしました。

続きまして、放送に関する著作権処理の現状、課題などについて、日本音楽事業者協会の中井専務理事様、映像コンテンツ権利処理機構の椎名理事様にお越しをいただいております。また、総務省さん、文化庁さんにもお越しをいただいております。大変お忙しい中をありがとうございます。

順番は、総務省さん、文化庁さん、その後、音事協さん、aRmaさんの順番でお話をいた

だいて、その後、まとめて質疑応答を行いたいと思っております。ただ、金丸議長代理の時間がちょっと途中で切れているものですから、もし時間がぎりぎりになりそうな場合には、一旦、途中で切らせていただいて、ご質問するかもしれません。

よろしく願いいたします。

○総務省（奈良審議官） 総務省から、資料1-2に沿いまして、御説明いたします。

最初のスライド1でございますが、放送コンテンツに係る権利処理といたしましては、著作権、著作隣接権、著作権や著作隣接権以外のスポーツやイベントの中継、こういうものがございまして、それぞれ今回のテーマである著作権ないし著作隣接権に関しまして、現状はどうなっているかといいますと、著作権に関しましては、放送であっても、VOD等のネット配信でも公衆送信権です。

著作隣接権を見ていただきますと、実演家に関しましては、放送に関しては放送権、ネット配信に対しては送信可能化権です。そして、レコード製作者とレコード実演家に関しましては、放送に関しては報酬請求権、ネット配信に関しては送信可能化権という制度になっております。

実際の運用といたしましては、著作権の作詞家・作曲家に関しましては、放送もネット配信も、包括許諾という仕組みです。

レコード製作者、レコード実演家に関しても、包括契約ないし包括許諾という形になってございます。

ただし、実演家に関しては、実際に出演いただく俳優さんとの出演交渉の際に、個別許諾が行われております。ネット配信に関しましては、aRmaというネット配信処理の窓口を一元的に行っている団体がございまして、そこで処理を行うという仕組みとなっております。

これらはいずれも放送とVOD等の異時配信の仕組みでございまして、スライド2を見ていただきますと、昨今議論となっているネット同時配信に関しては、その仕組みがないというのが現状でございます。去年の情報通信審議会の中間答申において、検討が必要ではないかという答申をいただき、去年の10月からタスクフォースを設置して、関係者にお集まりいただき、議論しているということでございます。

これまで数回にわたり議論してきまして、様々な議論が出ました。それを整理したものが次以降の資料になりまして、そこからどんな議論があったのかを、幾つか紹介していきたいと思っております。

スライド5を御覧ください。今回の議論の前提となるところでございますけれども、現行の初回放送や放送後の見逃し配信における権利処理の運用手続をもとに、将来的に同時配信を実施すると仮定した場合に、想定され得る権利処理方法を考察しようということで、関係者にお集まりいただき、いろいろ議論してきたということでございます。

権利処理タスクフォースでは、音楽分野と実演家部分に分けて議論を行いました。

音楽分野から御紹介いたしますと、7ページですけれども、御説明したとおり、既にVOD

等に関しては、包括利用許諾という仕組みがあるので、これを利用すればいいのではないかというのが権利者団体の意見です。

そして、放送事業者も、それは可能だと思われるとしつつ、権利者団体管理外のアウトサイダーの問題が残るということでございまして、それに関しましては、レコード製作者等について、放送と同様に、報酬請求権とすることはどうかという意見が出まして、これに対しまして、権利者団体から権利請求権化は納得できないと反論がありました。

実際に、NHKでは同時配信の実証実験を行っておりますけれども、音楽を理由に配信できなかった事例は少ないという結果が出ているのではないかという意見が出ております。

さらにスライド8をご覧ください。今、アウトサイダーというお話を申し上げました。この問題に関しましては、いくつか取組が行われており、例えば、レコード協会では、管理している楽曲の管理情報を放送事業者に提供したり、さらには文化庁の実証実験で、権利情報の集約化に向けたデータベース化という取組も行われてきているところでございます。

こういったアウトサイダーに関しまして、今後、どのように対応していこうかという議論が9ページに出てまいりまして、管理範囲の拡大やデータベースの充実といったことを権利者団体として取り組んでいくということでございますし、放送事業者としても、この取組に対して一定の評価をしつつ、ただし、委任範囲を100%まで広げるのは難しいという意見も出ているところです。権利者が不明な場合には、著作権法上の不明権利者裁定制度の利用が考えられますが、放送事業者からは、裁定制度はいろいろと使いづらい部分があるという意見もございます。これに対して、文化庁からは、これまで裁定制度については改善を行ってきているという話がございました。

また、拡大集中許諾制度については、詳しくはこの後に文化庁さんから御説明があると思いますが、一定程度集中的に権利を管理している権利者団体が、団体管理外の著作物等の許諾まで行うことを認める仕組みです。新しい仕組みですけれども、こういったことの議論もあるのではないかとすることも御意見としてありましたし、文化庁からはいろいろ課題もあるというようなことも御指摘としてございました。

ページをめくっていただきまして、10ページ、音楽分野に関するその他の意見としては、民放の同時配信に関するビジネスモデルが未定であるという意見、NHKが先行してルールが形成されてしまうことへの懸念、そして、ローカル局まで含めてどのように権利処理を行っていくのだろうかといった課題も出ております。

実演分野の議論についても御紹介いたします。12ページを御覧ください。冒頭申し上げましたように、実演家の許諾というのは特に初回放送時に出演交渉を含めて個別に行うわけですけれども、その際に直接交渉を行いネット同時配信の許諾も得る方法について、NHK及び民放からは現実的にはそのやり方が好ましいのではないかという意見があったのに対しまして、権利者団体からは、同時配信の分の追加の支払いをせずに全ての権利を含めて対価が支払われるいわゆる「契約買い取り」というような懸念も呈されているところでご

ざいます。

冒頭で少し触れましたが、ネット配信の窓口を行っているaRmaを経由するという方法に関しましては、全ての番組を同時配信するとなるとなかなか権利処理の事務手続の作業量という意味で難しい部分もあるかもしれないという意見が出ているところでございます。

スライド13でございますけれども、さらにその実演家の部分に関しましては、放送に出演するのはいいけれどもネットは出ないという人が1人でもいれば、ネット配信はできなくなるので、例えばそれを可能とする法改正等の仕組みはどうかという放送事業者の御意見がございましたが、権利者団体からは、実態として、放送を許諾してネットは許諾しない場合はなかなかないのではないかとということと、そのような懸念を理由に実演家の権利が制限されるということに対して強い懸念が表明されておりますし、さらに、不明権利者等に関する意見では、過去の番組を再放送するときのネット同時配信の場合には不明権利者問題が発生する可能性があるけれども、実態としてはそのようなケースはかなり少ないのではないかとというような意見がありました。

議論はまだまとまっておりませんが、ようやく様々な論点に関しまして、意見を出し尽くしていただいたという状況でございまして、今日発表いたしました整理もとに、今後議論をまとめていこうというタイミングでございまして。

私からは以上でございまして。

○原座長 ありがとうございます。

では、文化庁さん、お願いします。

○文化庁（水田課長）文化庁著作権課長の水田でございまして。

資料1-3を御覧いただければと思います。ただ今総務省における放送の同時送信に関する検討状況について御説明がありましたけれども、文化庁におきましては、その会議にオブザーバーとして参加しているという状況でございまして。総務省の会議におきましては、今後、仮に放送の同時送信が行われる場合にはという仮定の下で、その権利処理の現状の確認や課題がある場合の処理方法等について検討が行われております。文化庁としましては、著作権が私人の財産的権利であって、特に放送の同時送信の手段として想定されているインターネット送信については許諾権が原則とされておりますことから、課題がある場合には当事者間の権利処理の運用、工夫により対応されることが望ましいと考えてございまして、その議論を見守っているというところでございまして。

資料の説明に先立ちまして、一言申し上げます。申し上げるまでもなく、著作権は私人に与えられている権利でございまして、規制ではないということは広く共通認識が得られていることと思います。著作権は私人の財産的権利にかかる権利でございまして、その保護と公正な利用との調整規定を定めているというのが著作権法であるということは確認をさせていただければと思います。

それでは、スライドの2ページを御覧いただければと思います。これは現在の法律の御説明でございまして。この概要というところがございますように、著作権法におきまして、

放送といいますのは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信と定義されております。いわゆる放送というのは、ここに該当すると考えられております。

一方の自動公衆送信といいますのは、公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ、自動的に行うものということで、ここから放送又は有線放送に該当するものが除かれているという定義でございます。インターネットを通じた映像等の配信はリアルタイムのものもオンデマンドもこれは問わないわけですが、それがこの自動公衆送信に該当すると考えられております。著作権法上、放送につきましては、この放送の果たす公共的な役割等に鑑みまして、放送事業者の権利の保護や放送におけるコンテンツの利用を円滑化するための仕組みが整備されているところでございます。

その下に取り扱いの違いを簡単に書いてございます。放送業として行うもの、これは放送事業者でございますが、著作隣接権として、その行う放送につきまして、排他的な権利等が付与されているところでございます。一方、自動公衆送信を利用して行うものについては、そういった権利は特段付与されていないという状況でございます。

コンテンツの利用の円滑化の観点ということでいきますと、放送においてコンテンツを利用しようとする場合には、これは著作物については原則として、常に許諾で保護されておりますけれども、実演やレコード、これは著作隣接権につきましては、許諾権又は報酬請求権となっております。より円滑に利用できる仕組みが整えられております。

このほか、学校教育番組の放送等に関する権利請求権ですとか、著作物を放送しようとする場合の放送許諾にかかる協議が整わない場合には、文化庁長官の裁定を受けることができるといった制度、さらには放送のための実演の固定に関する制度、こういった制度がございまして、放送におけるコンテンツの利用を円滑化するための仕組みが整備されているところでございます。一方、自動公衆送信におきましては、コンテンツを利用する場合については、基本的にこういった仕組みと同様のものは用意されていないところでございます。

次に御説明した事項のうち、スライドの3を御覧いただけますでしょうか。放送とインターネット送信等を行う場合に、著作権法上でどのような権利が働くのかという点について簡単に御説明をいたします。

まず、著作権につきましては、放送、インターネット送信等のいずれも許諾権となっております。

次に、著作隣接権のうち、実演家の権利についてでございますが、この実演家の権利につきましては、放送の場合は原則として許諾権が働きます。ただし、許諾を得て録音された実演の商業用レコードの利用は報酬請求権、許諾を得て録画された実演等は権利が働かないということとなっております。インターネット配信等の場合については、原則として送信可能化行為について許諾権が付与されております。ただし、平成18年の著作権法改正によりまして、放送の難視聴地域対策のために、放送の同一の放送対象地域内における同

時再送信については一定の条件の下で補償金請求権となっております。また、放送の場合と同様に許諾を得て録画された実演等には権利が働かないこととなっております。

続いて、レコード製作者の権利でございます。放送の場合は商業レコードの利用について報酬請求権となっております。インターネット配信等の場合は送信可能化行為について原則として許諾権が付与されておりますけれども、放送の同時再送信については実演家と同様、一定の条件の下で補償金請求権となっているという状況でございます。

続きまして、著作物の流通に向けた文化庁の取組について簡単に御説明させていただきます。文化庁におきましては、放送と通信の融合として指摘される課題に対しまして、こういった関係当事者の意見を踏まえまして、放送の同一の放送対象地域内における同時再送信について著作物法改正を行いましたほか、その他にも、その権利処理の円滑化に向けて取組を行っております。

スライドの4、その1つがこのコンテンツの権利情報集約化に向けた実証事業でございます。これは平成29年度の開始した事業でございます。著作物の権利処理の円滑化に向けて、権利情報を集約したデータベースの構築に取り組もうとするものです。そのようなプラットフォームについて一定の基盤があります音楽の分野について、権利者団体の参加協力をいただきながら、まずCD商品に関する権利情報の基本データベースの構築に取り組んで、さらに集約した権利情報を一括検索できるサイトを2月に試験公開しました。サイトは音楽著作物を利活用しようとする誰もが権利者情報や作品情報、製品番号などの情報を簡単に検索することができ、また、スムーズな権利処理を促進する観点から検索結果には、その作品等に関する連絡先が表示するようになっております。このサイトでは、従来サイトでは必ずしもカバーされていなかったインディーズレーベルやネット系クリエイターの情報も盛り込んでおりまして、ワンストップで検索することが可能となっております。文化庁としましては、こういったデータベースの構築に向けて、今年度も引き続き取組を進めることとしております。

さらに1枚おめくりいただきまして、スライドの5と6の部分でございます。音楽以外にも含めました、あらゆる分野の著作物の円滑な利用に向けた取組としまして、裁定制度というのがございます。これは権利者が不明であること等によりまして、相当な努力を払っても権利者と連絡をとることができない場合に文化庁長官の裁定を受けて、補償金を供託することで著作物を利用することができるという制度でございます。文化庁では著作物の利用の円滑化を図るために、これまで改善を進めてまいりました。今国会で御審議いただいております著作権法の一部改正案におきましても、本裁定制度について供託手続に関する負担を軽減させるという観点から、補償金等の支払いを確実に行うことができる、期待できる公的機関等については事前の許諾を求めないこととする整備を行うこととしております。

最後に拡大集中許諾、いわゆるECLについて御紹介させていただきます。資料のさらにおめくりいただきまして、7ページ、8ページでございます。拡大集中許諾制度と言います

のは、相当数の権利者を代表する集中管理団体と著作物の利用許諾契約を締結した利用者に対して、その利用許諾契約と同一の条件下で集中管理団体に管理が委託されていない著作権者の著作物の利用を認めるという制度であります。これは北欧諸国等の一部の国で採用されている制度でございますが、その対象範囲等は国によって、やり方は様々で、また、日本では導入されていない制度であります。

このため、仮に導入するとした場合の課題について検討を行いましたところ、法的正当化の根拠ですとか、拡大集中許諾団体のあり方、使用料の徴収分配手続など、多様な課題が明らかとなりました。それらの国で拡大集中許諾が導入されている対象分野の中には、日本では既に補償金請求権を伴う権利制限ですとか、補償金請求権等で対応している分野というのもございます。本制度を日本で導入することの是非につきましては、こういった現行制度との整合性も踏まえながら、慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。いずれにいたしましても、放送の場合、同時送信におきましては、直接の当事者であります放送事業者と権利者とが同じ土俵のもとで、同じ課題に向き合って検討を行っております。また、権利処理の運用工夫に向けた意見も出されておりますことから、引き続き、こういった議論の推移を見守ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。では、次に音事協さん、aRmaさんからお願いします。

○日本音楽事業者協会（中井専務理事） 音事協の方から先に申し上げます。

総務省さん、文化庁さんの方からは同時配信の件をメインにお話をされておりますが、基本的には「放送の改革」というテーマに沿いまして、実演家の持っている著作隣接権の権利処理、二次使用をいかに円滑にするかという観点から、お話を申し上げたいと思います。

冒頭、先ほどから、総務省さんの方からも出ておりましたaRmaという組織について、私もaRmaの理事をやっておりますが、設立の経緯をまず申し上げます。今から約10年くらい前にネット法とかネット権とかいう議論が盛んになされたことがありまして、そのときにごちゃごちゃ許諾を取っていたら面倒くさいから報酬請求権化してしまえと。ネットで流したら流した分だけお金を払ってやるから言うことを聞けというような話が出てまいりました。そのときに放送局さんなどからは、そもそも実演家の許諾を取ろうと思ったら、なかなかの人がどの事務所で、どの団体に所属しているかが分からないと。非常に煩雑なのだというお話をいただきまして、それでは実演家並びに実演家と契約をしている事業者が入っている団体がみんな集まって、窓口をワンストップ化しようではないかということで設立されたのがaRmaでございます。aRmaを設立して、ARMsという電子許諾システムを作ったことによりまして、これは総務省さんにも多大な御支援をいただいて作ったものでございますが、それによって放送局の方々は出演者一覧表をぼんとaRmaに投げてくださいと、これは音事協、これは音制連、これはMPN、PREというふうになんと振り分けをして、許諾を取って、お返しをするというシステムが整いました。それで今日まで大きな支障は

来していないということでございます。

管理対象となっている実演家は、aRmaの社員になっております音事協、芸団協CPRA、音制連、PRE、MPNの5者のほかにも、芸団協の中にある歌手協会、民謡実演家協会とか多岐にわたりまして、ほとんどのテレビに出る、放送に出る可能性のある方をほぼ網羅しているという状況でございます。

なぜそのときに我々は許諾権の報酬請求化権への切り下げに反対したかと申しますと、露出のコントロールは普通の会社でも出荷調整とか生産調整をするのと同じように、実演家の価値を保つためには露出コントロールというのは是が非でもやらなければいけないということなのです。1回出てしまったものを恣意的にどんどん使われてしまうと、そのコントロールが我々の方でできなくなってしまうということ。反復して一定の露出があることを前提に浸透することに重点が置かれるビジネスモデル、これはいわゆる音楽などと、どんどんかけて、どんどん人の耳に入って、何回も聞いていると、それがヒットして、それが実演家にとっても嬉しいことになるのですが、例えばお笑いのコントとか漫才のネタとかは1回聞いて、また近いうちに同じものをもう一回聞いて、3回目くらいになってしまうと、また同じネタをやっているのかというようなことになってしまうのです。そこには非常に厳密にうまく露出の調整をしてコントロールをしないと、実演家にとっては不利益になってしまうということでございます。

最近よくテレビなどでバラエティショーなどに出るはずのない大女優さんとかが映画とか自局のドラマの宣伝で御出演なさることがあります。とてもではないけれども、ふだんだったら、この人にこんなことをお願いできないというようなゲームをやられたり、このゲームに勝ったら、あなたに10秒差し上げます、30秒差し上げますので映画の告知をしてください、みたいなことを言っている。それを限りに、その目的のみで出た女優さんがその後も本意ではないゲームをやらされたりしたものをDVDにされたり、ネットでばんばん露出されるというのは非常に困るのだということもでございます。そういうところをちゃんと守っていただかないと、実演家の価値が保たれない。そういう意味において、我々は許諾権として、そこは守りたいというふうに申し上げてきたわけでございます。

スライド4の方にまいります。実演家の持っている権利を著作権法の方から洗い出してみました。91条の方で録音、録画権というのがございます。これはいわゆる映画の著作物なのですけれども、これに録音あるいは録画された実演については権利なし、つまり一旦、映画に出て録音、録画されてしまえば、その後はいろいろな権利を行使できないよと。映画を制作した人がいかようにも使えますよという権利でございます。放送・有線放送権、これは放送に出ますよという許諾権です。商業用レコードと申しますのは、いわゆるCDです。CDの中で歌っている、あるいは演奏している人たちの権利でございます。譲渡権があって、送信可能化権、先ほど来、ずっと出てきております。

非常に放送の場合は特殊でございます。先ほどからも出ておりますけれども、もともと生放送が原則だったのですが、後に機材がどんどん発達しまして、録音、録画もするよ

うになって、それでは、63条の4項において、放送に供するための録音録画権はあると。つまり放送局が作った番組は放送に使うときのみ権利がある。ですから、これはDVDにしましょうとか配信をしましょうということになると、新たに実演家の許諾を取らなければいけないという今の法律の立てつけになってございます。

次にスライド5を御覧いただきたいと思います。これが今、映像コンテンツ権利処理機構（aRma）によって行われている集中管理の一覧でございます。放送とネット配信、初回放送、見逃し配信、VODと書いております。本来ならば、この見逃しと初回放送の間くらいに同時配信というのが入ってくるのでしょうかけれども、現在はまだビジネスとして同時配信を行われておりませんので、ここには入れておりません。御覧のようにネット配信もaRmaにより集中管理で全部できております。唯一、NHKの見逃し配信のみ、個々の許諾権利者に出演時に許諾を取っていると。これはビジネスモデルの違いでございます。民放のように、いわゆる広告収入から何パーセントを実演家にお支払いするという形ではなくて、NHKの場合はここで出演料の何パーセントということで許諾料をお支払いになっているので、これは団体を通しますと、誰が幾らで出ているというのが分かってしまうので、やむを得ず個々の許諾で解決をしているという状況でございます。

スライドの6ですが、これはレコード実演に関する権利処理の原則的運用でございます。これは芸団協CPRAが行っておりますが、これを見ていただくと非常にはっきりしております。レコード実演、レコードの中で歌唱をしたり、演奏をしている方々は、放送、ネット配信をそれぞれ全部包括契約で権利処理がなされております。ここで御注目いただきたいのは、ネット配信のところの一番左端に同時配信というのが書いてございます。これは芸団協CPRAの方で作成し、実演家の二次使用料請求権として文化庁さんの方に提出したものでございます。既に音楽のレコードの実演に関しましては、同時配信の規定まで既にできているということでございます。

それがスライド7の方です。不明権利者探索の概要です。許諾を取りたいけれども、どこにいるかが分からないという場合の不明者探索のシステムをここに書いてございます。これだけの流れでもって探しても出なかった場合に、先ほど文化庁さんが制定されております裁定制度の適用が可能になって、不明者の場合も権利を救済されるということでございます。

次に8ページの方でございますが、今まで申し上げたことのまとめでございます。放送番組における実演家に関わる権利処理につきましては、映像実演についてはaRma、レコード実演につきましては芸団協CPRAがハブとなって、包括的な集中処理を行う体制が既に実現しております。今までも特に問題はございませんでした。ただ、先ほどから申し上げていますように、放送のときに同時配信の許諾も得てくれればいいのですが、旧作の場合ですと、これはなかなか権利者を探すと作業が必要になってまいりますので、先ほど文化庁さんの方からも御説明のございました拡大集中許諾制度というものについても我々は注視していきたいと思っております。

放送同時配信に関わる権利処理についてでございます。ここは総務省さん主催の会議で権利処理タスクフォースあるいはその下にサブワーキンググループを作って、ずっと議論をしてまいりましたが、なかなか民放さんの方のビジネスモデルもはっきりしていないということで、なかなか話が進まないというのが現状でございます。

同時配信につきましては、現在は権利料を無償で試験提供しているということだけでございます。先日出ましたNHKさんの試験提供Bの結果も出ておりますけれども、それにおきましては実演家の許諾が得られなかったというのは全体のわずか1.7%ということでございます。それも権利料を無償で、試験なのだから、ただでやらせてくれとおっしゃったのでそうなったわけで、ちゃんと権利料をお支払いいただければ、もしかするとそれも消えていたのかもしれないという推論も成り立つかと思っております。まだ実際にやっておりませんが、今の見逃し配信というのは番組の放送が終わった直後に見逃し配信が始まるわけですので、ほぼ同時配信と時間のずれはないものというふうに思います。スタートオーバーと言いまして、番組の途中から同時配信が見られるということになりますと、1時間番組が始まって59分から見たと、番組が終わってジャストから見逃し配信を見た方の差は1分間しか差がないということなのです。ですので、そのタイムラグを考えても見逃し配信の許諾が取れているのであれば、同時配信も許諾が取れないわけがないではないかと私の方では思っております。

これを機会に実演家の権利を制限して報酬請求権化すべきだという意見を出されている方もおります。いわゆるIPマルチキャストと同じように、あれはもともと地デジ化のときに難視聴対策としてできた権利制限をここに持ってきてやってしまおうみたいなことをおっしゃる方もいらっしゃるのですが、先ほどからも何度も申し上げますように、既に見逃し配信においても包括的処理ができていた段階でわざわざ、なぜ許諾権を報酬請求権化して切り下げるのだというようなことを申し上げたいと思います。

さらに踏み込んで、これを機会に放送番組も全てワンチャンスにしてしまえと、映画と同じようにしてしまえというようなこともございますけれども、これはいささか暴論だと言わなければならないと思っております。なぜかと申しますと、もちろん先ほどから申し上げた著作権上の問題もあるのですが、ビジネス上、やはり映画とかいうのは先に先行投資をして、それをちゃんと回収していくシステムなわけです。ですから、そこで実演家の許諾が得られなくて、お金を戻せないということになると困るので渡している。しかも、それなりのちゃんとした対価を先にギャラとしていただいているから権利を全部お渡ししている。放送の場合は受信料なり広告費でまずちゃんと売りが立っていて、そこで二次使用料の分までお金をとられたくないので、以前、角川さんもおっしゃっていましたが、ギャラを抑えるために二次使用料の分は要らないから放送料のギャラとしていただきますよというような話で、映画よりは随分安くギャラを切り下げているという状況があるということだけは申し上げておきたいと思っております。以上のことから、実演家にとってはその許諾権というのは、正に生命線であるということが言えるかと

思います。

現状の課題について若干申し上げておきます。外部制作番組でいわゆる放送局、放送事業者が制作しない番組において、これを放送事業者ではないから放送用の一次固定のアドバンテージを有さないと。だから、我々が、プロダクションが作ったものについてはワンチャンスの規定が適用されるから、DVDにしようが配信しようが実演家に一切、金を払う必要はないのだというような乱暴な議論をされているプロダクションも多数ございます。これについてはちゃんと闘っていかねばいけないと認識しております。

権利買い取り問題でございます。先ほど来、申し上げておりますオールライツを放送にも関わらず、買い取ってしまうというようなことが散見されております。例えばテレビドラマを海外に番販したいので権利処理をしてくださいというふうに見てみますと、音楽事業者協会のメインの方のみ許諾申請があって、ほかは全部権利処理済みと書いてある。これはいわゆる出演のときに権利を買い取ってしまったということです。つまり放送局側の優越的地位で、悪い言い方をすると代わりの役者は何ぼでもいるのだよ、みたいことで買い取られてしまっているというようなこともままございますので、注意をしていただきたいということでございます。

所在不明権利者問題につきましては、先ほど御説明をしたとおりでございます。

時間がかかってしまいまして、申し訳ございません。

○原座長 ちょっとここで質問をさせていただきます。

○金丸議長代理 ありがとうございます。中井さんに御質問させていただきたいのですけれども、今の放送局のビジネスモデルというのは基本的には広告収入で、見ている視聴者へ無料で提供しているサービスですよね。全体としては成長産業にはなっていないくて、もちろん皆さんのコンテンツを有効利用してくれれば、プロフィットシェアということが起こり得ると思うのですけれども、今の現状は、テレビの前に座っている時間は特に若者を中心にどんどん減って行って、スマホが手元にあって、そのスマホをずっと見ている時間が増えているわけですから、そういう意味では中井さんたちは、コンテンツ産業の全体の発展を考えたときには、エンドユーザーの前に立っていらっしゃる放送局が何らかの形でビジネスモデルのイノベーションがないと、そのフィードバックといいますか、リターンがないと思うのですけれども、その点はどんなふうにお考えですか。

○日本音楽事業者協会（中井専務理事） そこは、我々はいわゆる実演家の抱える芸能プロダクションなどでも、ネット配信とかネットにコンテンツを出すということは自社でやっているわけです。私は吉本興業の出身なのですけれども、とうの昔にというか、申し訳ないのですが、テレビ局さんよりも先にやっております、それはそれで自助努力としてやっちはいるのですけれども、テレビの放送というのはなかなか莫大な資金をかけて作っておられる非常に優良なコンテンツ。その優良なコンテンツを次の二次使用でお金に変えていく、マネタイズしていく。それを我々実演家もシェアしていくということについては何の反対もございません。ただ、そのときに、これを新しいビジネスモデルをやるために

とりあえず、おまえらも金をもらえるのだから、こちらが勝手にやって、後で金をやるから黙っているという話ではないだろうということも冒頭から申し上げているということです。

○金丸議長代理 今のお話は、プロフィットシェアのルールがあらかじめちゃんと決められておくべきであるというようなお話ですか。

○日本音楽事業者協会（中井専務理事） それもちゃんとお話をしているのです。

○金丸議長代理 流れに沿うかどうかはあれなのですが、今日のワーキング・グループでは、この前に慶應の夏野先生にお越しいただきました。中井さんにだけの質問ではないのですけれども、日本のテレビ映像コンテンツはこのままでは出口を失うのではないかとおっしゃっておられました。だけれども、一方で最も高品質の映像コンテンツは放送局が制作しているという話があったのです。そうやって考えたときに、さっきの民放の広告無料のビジネスモデルは今のままですと発展しそうもないので、これはビジネスモデルごとイノベーションが必要ではないかと私は思うわけです。一方で、NHKは国民の受信料の義務化によって、その受信料でコンテンツ制作をしていらっしやって、そうするとNHKの中には豊富なアーカイブがある意味でたくさん蓄積をされていて、そこから中井さんたちのビジネスも関係するのでしょうかけれども、その眠っている、蓄積をしているアーカイブが有効利用されるべき。

もちろん著作権処理はリーズナブルでフェアなやり方に変えなければいけないと思うのですけれども、そうすると私は、NHKのアーカイブというのは、もともと国民の資産である電波をNHKに渡し、公共放送ということをやっているわけですが、さらに組織の運営については設備もコンテンツも国民の受信料で支えられているということなので、そのコンテンツはある一定期間を経た以降は、もう一回国民に戻さなければいけないのではないかと考えています。そういうことが促進されると二次利用が促進をされて、もちろん音楽とか映像とかジャンルごとに多少性格は違うと思いますが、今後、4Kとか8Kに対応する優位なポジションにあるNHKのアーカイブというのはもっと開放されていって、今度は民間放送などがそのアーカイブを活用して二次利用を促進できる可能性などもあるのではないかと考えておまして、そういうことを検討の論点などに加えていただけないかと思っております。

○総務省（奈良審議官） 御指摘の点は重要な点だと思います。これまで放送法を改正して、いわゆるNHKオンデマンドのようなサービスも現行法に基づいて実施できるようにしてきております。NHKが持っている膨大なコンテンツのアーカイブについては、もちろん適正に権利処理をする必要が大前提としてございますけれども、その上でいろいろ利活用していくことは重要な課題だと認識してございます。

○原座長 途中でプレゼンを切ってしまい、大変失礼いたしました。次に、椎名様からの御説明をお願いいたします。

○映像コンテンツ権利処理機構（椎名理事） 今のご質問に関連して、過去からコンテン

ツの権利処理というと、大体は音楽と映像実演が呼ばれて著作権の処理は大変だから何とかしなければということになるのですが、NHKの同時送信の実験データなどを見ますと、配信できなかった理由として、権利者がどうこうという以外のもの、例えば配信権でありますとか、スポーツ素材だったりとか、写真であったり、そういった音楽や映像実演の権利者の権利以外の部分がはるかに大きなパーセンテージを占めるということが分かってきております。権利者団体は利用の円滑化に協力しろと言われれば、どこでも出て行って協力はするのですが、実は課題はそこら辺にあるのではないかとということがあります。

中井さんの方からおっしゃっていただいた、放送の場合の、放送番組特有の権利処理とワンチャンス処理の違いというようなことについて、11ページで簡単に触れておりますが、91条の2項で実演家の録音権又は録画権は、その権利を有するものの許諾を得て、映画の著作物において録音され、又は録画された実演については適用しない。この映画の著作物というのは、別に劇場用映画ということではなくて、映像コンテンツという意味らしいのですが、実演家は録音、録画の許諾を一旦してしまったら、そこからあとは権利が働かないということが前提にあります。ワンチャンス規定などともいいますが、そのため実演家は、録音録画を許諾する時点で、以後消えてしまう権利分を含む対価を併せて受け取るということになります。一方で、93条の1があって、実演の放送について92条1項に規定する権利を有する者の許諾を得た放送事業者は、その実演を放送のために録音し、録画できるということになっている。すなわち、放送事業者は録音権、録画権の許諾を得なくても放送番組の制作のために録音録画ができるということで、出演時点で録音及び録画の許諾を得なくて済む。ということは、放送することに限定した範囲の権利処理、結局ギャランティーも安くて済むというのが一番のアドバンテージになっております。

一方で、ワンチャンスが適用される場合、この代表的なものが中井さんもおっしゃった劇場用映画ということになりますが、出演時の許諾1回で以後の権利を失ってしまうので、それが二次利用、三次利用された際の対価も含めた形で出演時に権利処理をする。当然ながらギャランティーは何倍というようなことになります。これと比べれば、放送事業者が、放送のための録音録画を許されているということが、放送のビジネスモデルにとって、いかに大きなアドバンテージになっているか、ということが分かると思います。

先ほども課題の中で出ておりました外部制作番組の一部がワンチャンスの規定を適用されてしまうのがおかしい、という問題については、そこで放送番組を作っていることに違いはないわけです。なおかつ放送のビジネスモデルの中で制作されているのですから、放送番組と同じ取り扱いでないとおかしいのではないかとということを13ページで申し上げております。

仮にワンチャンスが適用するのだったら、その後の録音、録画権のクリアランスが全部行われなければいけないから、当然ながら局が制作した放送番組より出演料も高くなるはずなのですが、そういうことにはなっていない。またさらに、全ての放送番組にワンチャンスが適用されるというようなことになった場合は、本来であれば、理論上、米国並みに

番組制作コストの劇的な高騰を招いてしまうと思います。しかし、これも先ほど中井さんがおっしゃいましたが、出演させる側と出演する側の立場の高低差によって、結局はこれで泣いておいてよというようなことですませてしまおうというようなことになってしまう。結局、実演家側が泣き寝入りをするような事態が多発するということが容易に想定されるわけです。この会議の中で以前、放送局は全てのリスクをとって、ワンチャンスで買い上げてしまえばいいのではないかというような御意見もあったように聞きますが、結局そのしわ寄せは実演家に来るわけで、たまったものではないと思っております。

14ページは、その外部制作番組の問題について、文化庁の調査研究で触れた部分を紹介しております。詳しいことはお読みいただければと思いますが、法律上の規定が云々というよりも、法律の解釈や運用の問題で、話し合いで解決できるのではないかというようなことが書かれております。

また、ワンチャンスと言えばアメリカ、アメリカと言えばワンチャンスということで、アメリカの映画産業の仕組みが引用されることが多いのですが、15ページでは、アメリカにおける制作環境が我が国のそれとは根本的に異なっているということを紹介しています。米国の映画や放送番組に出演する実演家は雇用契約により出演するということで、職務著作だから権利が制作サイドに移転するというようになっております。また出演契約の機会に全ての条件等を取り決める形をとりますので、出演料は大きな金額となる、よってコンテンツの制作コストも膨大な数字になるということです。契約書もこんな厚みのあるものになるということらしいです。

また雇用契約でございますので、映像産業は実演家と雇用契約を結ぶことによって、年金だとか、そういったところに応分の負担をするというようなことで、我が国とは全く環境が異なっているということが言えるのではないかと思います。また、全ての権利が制作サイドに移転していても、スクリーンアクターズギルドなどの職能別ユニオンと映像産業との間の団体協約によって追加の使用料の支払いというものを行う実務もございます。優越的な地位にある俳優さんは、SAGを通じたベーシックな使用料ももらったうえで、さらに私契約の中でそれを上回る付加的な支払いを受けるというような仕組みになっておりまして、日本のあり様とは全く違う環境があるということをお話ししたいと思います。

最後にまとめということでございますが、冒頭でも御説明いただいたように、aRmaでは許諾から使用料請求までを一元管理する電子許諾システム、ARMsを初め、コード化された映像権利者マスターを構築するなど、これまで一貫して放送番組の流通円滑化に貢献してまいりました。

また今後、放送と通信が本格的に融合した暁には、全ての映像コンテンツの二次利用についても円滑に権利処理を行っていく知見とキャパシティーを有しているものと自負をいたしております。

我が国における放送のあり方に光が当たったこの機会を捉えて、先ほど申し上げました外部制作番組問題や買取問題など、様々な不均衡や不公正慣行が是正され、今後、さらな

る映像産業の振興が図られることを祈念して御説明を終わります。

○原座長 大変ありがとうございました。

では、残りの時間で質疑をさせていただきます。先に私から議論の前提で基礎的な質問を2点させていただきたいのですが、1点目、私たちは先週の4月16日の規制改革推進会議の本会議で論点メモをお示ししております、その中でも触れておりますのですが、クリエイターなどの現場が最大限に力を発揮できる環境、これがこれからの新しい環境の中で維持され、さらに拡大をしていくということが大変重要だと思っております。この観点で総務省さんが現状をどう評価されているのか。この著作権処理という観点で環境をどう評価されているのかを教えてくださいと思います。具体的には関係者の間で利益配分が適正になされているのか、また、処理が円滑になされているのか。こういったことは実態を、数字ベースで国際比較することが比較的容易にできると思いますので、恐らくそういったことも把握していらっしゃるかと思いますが、教えてくださいというのが1点目です。

2つ目に文化庁さんにお伺いしたいのですが、文化庁さんの資料の3ページで放送と自動公衆送信を分けて表を整理されていて、ここで幾つか制度が分かれているわけですが、この区別の考え方を教えてください。

以上、2点です。

○総務省（奈良審議官） まず総務省の方から御説明いたします。現状の放送や、VOD等の同時配信以外のネット配信に関しましては、これまでの関係者の様々な取組の蓄積によって、包括許諾や包括契約という仕組みができあがっております。また、先ほど御説明しましたaRmaも立ち上がって機能しておりますので、そういった様々な仕組みによって、実態ベースとしては、それなりに円滑に権利処理が行われているというのが私どもの認識でございます。さらに、今後出てくるであろうネット同時配信も含めて、円滑にしていきたいという思いで、今、様々な検討を行っているということでございます。なお、国際比較については特に把握しておりません。

○原座長 1点目に関しては、一般論でうまくいっていると思いますということは、そうおっしゃられるだろうと思うのですが、そうではなくて、関係者間での分配がどうなされているのかといったことは、各国と実態の比較ができると思います。また、円滑に処理がなされているのかも比較ができると思いますので、是非そういったことを教えてくださいと思います。

○文化庁（水田課長） ただ今御質問がございました放送と自動公衆送信の区別でございますが、皆様御承知のとおり、放送の方が伝統的にあったものでございまして、こちらの方は既に公衆に対して一斉に同じものが各家庭にまで届いている。一方、自動公衆送信については一旦サーバーまで、そこにたまっているのか、あるいはそこにリアルタイムで送信されているかはともかくとしまして、いずれにしても利用する人がそこまでリクエストをして情報をとりにいくといった違いがございまして、その中で権利の中身が違うというこ

とにつきましては、放送の方は限られた例えば周波数ですとか、あるいは放送免許など様々な制約がある中で、先ほど御説明もしましたが、放送の公共性というものに鑑みまして、一部を報酬請求権化して、その利用の円滑化ということも配慮した部分がございます。

一方の自動公衆送信につきましては、基本的にはインターネット配信ということでございますので、こちらについてはそういった制限が全くないという中で、許諾権が原則となっています。先ほど申し上げました一部のところについては、難視聴対策とか、そういった公益的な部分につきましては補償金の請求権となっている部分がございます。

以上です。

○原座長 これは確認ですけれども、インターネット配信の中にはリアルタイムでのインターネット配信も含まれるわけですが、そこと放送との区別については、今おっしゃられたように電波の希少性などに起因する公共性と考えてよろしいですか。

○文化庁（水田課長） 権利そのものとしましては、前半に申し上げましたように、配信の形態といいますか、その違いがございますけれども、その中身として、どういう権利があるのかということにつきましては、おっしゃるとおりでございます。

○原座長 昨年やっておりました遠隔教育についての議論が頭の中によみがえってきておりますが、今日はこれ以上、この話をしませんので、また引き続き議論をしたいと思いません。

あとは御質問をお願いいたします。

○林委員 まず、aRmaさんにお伺いしたいのですが、放送事業者の方々は、放送のための許諾しか得ていないことが同時配信も含めた二次利用のネックであるという趣旨の御指摘をされているようなのですが、放送のために出演者などから権利許諾を得る際に、あわせて同時配信や見逃し配信についての許諾を得ることのハードルというのは、本当に高いのでしょうか。

○映像コンテンツ権利処理機構（椎名理事） 放送事業者が放送のための許諾しか得ていないことがネックというよりは、むしろ番組制作費が安く抑えられるとかいうことにおいてはメリットとして機能しているということを申し上げました。一方で、現在、同時配信に関して話し合われているのは、出演時に許諾だけをもらってしまってくださいと。あとの権利処理は団体の方で集中管理しますということを、むしろ権利者団体の方から提案しておりますので、何のハードルもございません。簡単にいきます。

○林委員 そうすると、放送のために出演者等から権利許諾を得るときに、あわせて同時配信や見逃し配信についてのギャラの部分も上乘せして許諾をちゃんと取れば、権利者としてはむしろその方がいいということですか。

○映像コンテンツ権利処理機構（椎名理事） いや、そこで問題になるのは、先ほど総務省さんも御紹介されていましたが、個別のプロダクションと放送局との話で対価の話までしてしまいますと、先ほども申し上げた買い取りの話とか、そういう優越的な地位との関係できちんと対価が支払われるかどうかについて懸念がある、非常に申し上げにくいので

すが、民放さんの場合はそういったことが結構ありますので、配信の許諾は直接得た形にして、後の処理は団体による集中管理をしていく形を今われわれから提案しているところでございます。

○林委員 もう一つ、今度は文化庁にお伺いしてもよろしいでしょうか。資料の中でコンテンツの権利情報集約化に向けた実証事業というのがございますが、これで実証事業をなさって音楽については権利情報の一括検索ができるようになるということなのですが、一旦その音楽について実証して一括検索できるようになった後の展開についてはどのように計画されているのでしょうか。例えば音楽以外の分野についても権利情報データベースの構築を考えておられるのか。一歩進んで、権利処理の一括対応可能な権利処理のプラットフォームの構築、そういうこともお考えになっているのか、という点について教えていただきたいと思えます。

○文化庁（白鳥室長） 御質問をいただきましたコンテンツの権利処理情報集約化の観点でございますけれども、そもそも今は著作物のありかが一見分かりにくい状況がありまして、ただ、その中で本当に様々な分野の著作物が世の中に存在しますので、現在は取っかかりとして、まずはそのような土台があるものは何か、どういった分野かを見てみますと、この音楽の分野につきましてはJASRACさんとか、あとは芸団協さん、日本レコード協会さんなどが、それらの御努力の中でデータベースを構築されつつあったということがあります。

今回の実証事業についてはそれに加えて、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、例えばインディーズレーベルとか、あとはネット系クリエイターの楽曲など、そのような従来のデータベースに入っていなかったものも含めて、ワンストップで検索が実現できないかということで、今までそうしたデータベースにのってこなかったところをいかにのせられるかというところの課題がまずあって、昨年度はその事業の初年度として、データベース構築に向けた取組を行いましたけれども、さらにそのデータベースの充実や更新といったこともあわせて課題になってまいります。といったことで、まずは音楽の分野についてのデータベースの構築を当面しっかりと、どのような形で構築できるかといったところを探っていききたいということでもあります。

林委員から今お話をいただいた中で、権利処理のお話がありました。こうした権利処理ということも含めて、やはり大きな課題ですので、この実証研究事業の中では、そうした権利処理のあり方も是非探っていききたいと考えております。ほかの分野については、まずこの音楽分野における実証研究を通して、データベース構築等にむけてさまざまな課題などが出てくると思えます。そうしたことを見ながら、ほかの分野に果たして広げられるのかどうかといったところを見きわめていききたいと考えております。

○林委員 1点だけ。総務省に今度はお伺いしたいのですが、今、言ったような点で音楽及び音楽以外も含めた権利情報のデータベースの構築とか権利処理のプラットフォームの構築について、総務省としてはどのような取組をお考えなのか、また、文化庁と協力され

ていくのでしょうか。特に先ほどから団体の皆さまからお話があったように、実際の放送局との許諾や許諾料の交渉が、なかなか平等に行えていないということが訴えられています。そういった権利処理プラットフォームなどの構築において、国として、どのようなサポートをしていくとお考えなのかを教えてくださいと思います。

○総務省（豊嶋課長） 総務省でございます。同時配信については、先ほど審議官から話がありましたように検討中の話になりますが、ライセンスの話は同時配信以外にも過去にいろいろと総務省が関わってきております。例えば海外展開に関する権利処理についても過去に似た課題を抱えておりました。簡単に言うと、放送番組を海外に展開する際にも権利処理が必要になり、これをどう処理するのかという問題について、実は総務省がとなって、放送事業者や権利者団体とともに議論してきた経緯があります。

具体的には、実演分野の議論の説明の際に、契約買い取りという話がございますけれども、現実として、一対一で交渉する形よりも、団体間で交渉した方が力の差がなくなりますので、例えば海外展開をするときのルールのような話について、一種の調整役として総務省が入らせていただき、海外展開については各種権利者団体と放送事業者、具体的に言えば民放に関しては民放連とレコード協会さんの間でルールを形成することができました。

ただし、実際問題として、これらは交渉ごとであり、なかなかすぐには決まりませんので、1年以上の時間を要しましたが、簡単に言うと、その話し合いが御破算にならない形で総務省が双方から状況を聞きながら調整をしていきました。おそらく同時配信についても包括許諾という話が随所に出てきておりますので、実際には、そういう形のサポートや、あるいは実際に文化庁さんのシステムの話が本日ございましたけれども、集中的に処理できるということと、その集中している権利の管理範囲を広げるという点については、我々も非常に重視しておりますので、権利者団体とも話をしながら、どのようなサポートができるかについていろいろ考えております。こちらの方も、同時配信の審議会の議論と並行しながら、検討していきたいと思っております。

○林委員 確かに包括許諾契約は合理的、効率的な部分があると思います。ただし、JASRACの例を見ても分かるように、利用曲目報告のシステムがちゃんとできていないと、集めるだけ集めても権利者に適切に分配されていないのではないかと、といわれる実態もあります。是非ともネット上で包括処理するときに権利者にちゃんと収益が分配されるようなシステムについて、国も枠組みを考えていくべきではないかと思えます。

○映像コンテンツ権利処理機構（椎名理事） 今のお話についてですが、放送実演の権利処理に関する限り、番組に附随して出演者のリストというのが必ずございますので、どの出演者に対して使用料は幾らというようなことを前提とする権利処理になってきます。ですので、包括処理ではありながら、きちんと個人の名前のついた具体的な権利処理になります。そこに何か抽象性が挟まる余地は、放送実演に関してはございません。

○総務省（豊嶋課長） 使用料の分配の部分につきましては、例えばレコード協会も含めて、権利者団体というのは著作権等管理事業法がありまして、文化庁さんの所掌になるの

ですが、その中で例えば使用料規程などについては決まりがありますので、それに基づく分配の適正、公平性というのは担保されているのだらうと思います。ただし、実際問題としてどうなのかという点については、文化庁さんと協力していかないといけない部分が出てくるのではないかと考えております。

○原座長 総務省さんと文化庁さんとはまたお話をすると思うのですが、音事協さんとaRmaさんに何度もお越しいただけないと思うので、もし、何か言い残されていることがあれば、お願いいたします。

○日本音楽事業者協会（中井専務理事） 今、豊嶋課長の方からも出ました、海外への早期番販をしましょうということで1年くらいお話をさせていただいて、非常に円滑にできるようになりました。それは最初になかなかもめたのは、出演者は分かっているのだから、すぐに出せるのだらうという話をしたのですが、収録はしたけれども、編集でカットされて使わない人もいるかもしれないから、放送日から3日間をくれみたいな、何でそんなことが要るのだよというようなことをやりとりしまして、一応、出演時に海外番販をオーケーしますよねという内諾をくださいと。それを出演時にしまして、支払いについては包括で契約をした条件に基づいて一人一人にお支払いするという形でやっております。これは非常にうまく機能しておりまして、ただ、やはりどうしても違和感があるのは、先に内諾を得ていて、事後許諾をいただくと。許諾はそもそも事前に許諾するもので、事後だったら承諾だよというところでまだ違和感をはらんではいるのですが、制度としては何とか回っているという状況でございます。ですので、御心配のあるような同時配信だからと言って、ハードルが高くなるというようなことは決してないのではないかなと思います。

○原座長 お忙しい中を大変ありがとうございました。今日はこれで終わりにしたいと思います。あと、事務局からお願いします。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループにつきましては、別途御案内させていただきます。